

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○福島県政務調査費の交付に関する  
条例の一部を改正する条例

○福島県議会情報公開条例の一部を  
改正する条例  
○福島県議会の議員の議員報酬の特  
例に関する条例  
○福島県議会の議員の定数及び各選挙  
区において選挙すべき議員の数に  
関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例、福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例及び福島県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第五十六号

#### 福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「次に掲げる者は」を「何人も」に改め、同項各号を削る。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「三十五万円」とあるのは「三十万円」とする。

### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(総務課)

### 福島県条例第五十七号

#### 福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(開示請求権)」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第七条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り上げる。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県議会情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第三十一条第一項の規定によりされている公文書の開示の申出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例第三十一条第一項の規定による公文書の開示の申出がされ、施行日以後に到達したものについては、改正後の福島県議会情報公開条例第六条の規定によりされた開示請求とみなす。

(総務課)

### 福島県条例第五十八号

#### 福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

福島県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額額は、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、県議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)第二条の規定にかかわらず、その者に対応する同条例別表第一に掲げる議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に掲げる議員報酬月額とする。

### 附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成十九年福島県条例第六十七号)は、廃止する。

(総務課)

### 福島県条例第五十九号

#### 福島県議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和五十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「定数」の下に「並びに選挙区」を加える。  
 第二条の見出し中「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条中「第十五条第八項」を「(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項から第四項まで及び第八項」に、「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条の表を次のように改める。

	選挙区	議員数
伊達郡市		三人
南相馬市 相馬郡飯舘村		二人
田村郡市		二人
二本松市		二人
相馬市 相馬郡新地町		一人
喜多方市 耶麻郡		三人
須賀川市 岩瀬郡		三人
白河市 西白河郡		三人
いわき市		十人
郡山市		九人
会津若松市		四人
福島市		八人

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。  
 2 市町村の合併に伴う福島県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成十七年福島県条例第一号)は、廃止する。

本宮市	一人
安達郡	
南会津郡	一人
河沼郡	一人
大沼郡	一人
東白川郡	一人
石川郡	一人
双葉郡	二人

(議事課)